

用語集

用 語 集

		用 語	意 義
あ 行		【安定ヨウ素剤】	<p>原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。</p> <p>事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。</p>
		【安否情報】 <small>(国民保護法第94条第1項)</small>	<p>避難住民及び武力攻撃災害等により負傷し又は死亡した住民（日向市の住民以外の者で本市に在るもの及び本市で死亡したものを含む。）の安否に関する情報。</p>
		【eラーニング】	<p>パソコン、インターネットを利用して、理解の進捗を確認しながら進めていく学習方法</p>
		【NBC攻撃】	<p>核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(C<u>h</u>emical weapons)を使用した攻撃のことをいう。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。</p>
		【LGWAN (エルジーワン)】	<p>地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク(L<u>o</u>cal <u>G</u>overnment <u>W</u>ide <u>A</u>rea <u>N</u>etwork)のこと。</p> <p>地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備され、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としている。</p>

		用 語	意 義
か 行		【化学兵器】	<p>人工的に生成された化学物質により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器等もこれに含まれる。大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒素剤系に大別できる。</p> <p>(神経剤系) サリン、タブリン、ソマン、VX等</p> <p>呼吸器又は皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたし死亡に至る。</p> <p>(びらん系) マスタード・ガス、ルイサイト等</p> <p>目・皮膚・呼吸器に作用し細胞組織表面に傷害を与えびらんさせる。致死傷は低い火傷の様な傷害は治療に時間が掛かり、また被害者・被害者以外の心理的ダメージが大きい。</p> <p>(血液剤系) シアン(青酸)等</p> <p>呼吸することによって体内に取り込まれると血液中の酸素供給を阻害し致死する。作用が極めて早い皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。</p> <p>(窒息剤系) ホスゲン・ガス等</p> <p>主に呼吸器系に作用し肺の粘膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死に至る。</p>

か 行	【核兵器】	核分裂に熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。
	【基本指針】	政府が、国民保護法第32条の規定に基づき、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定地方公共機関が定める業務計画の基本となるもの。
	【緊急対処事態】 (事態対処法第25条第1項)	武力攻撃の手段に準じた手段を用いて多数の人を殺傷する行為が生じた事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
	【救援物資】	救援の実施に当たって必要な物資（医薬品、食料、寝具その他政令で定める物資）。
	【ゲリラ】	戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱によって戦争を継続する方法、そのような展開になった戦争、そうした戦争を行う組織。
	【国際人道法】	<p>国際的な法規の集合体。</p> <p>国際人道法には次の3つの基本的な原則がある。</p> <p>①軍事目標主義（軍事目標だけを攻撃し、その他の民間物（人）の攻撃は禁止されている。これを軍民区分の原則ともいう。） ②均衡性の原則（攻撃によって得られる軍事的利益に対し、攻撃によってもたらされる人的、物的損害が過度にならないよう、均衡性が保たれること。） ③不必要な苦痛を防止する原則（戦闘員に対しても攻撃によりもたらされる苦痛はできる限り最小でなければならず、目標の達成に不必要な過度の苦痛をもたらす戦術や武器の使用は禁止されている。）。</p> <p>また、国際人道法には、確かな定義は決まっておらず、明文化されない慣習法も含まれる。ジュネーヴ諸条約とハーグ（戦争）法に二分される武力紛争法のうち、傷病者、難船者、捕虜、文民などの武力紛争における犠牲者を保護することを目的とするジュネーヴ条約のみを国際人道法の定義とする場合と戦闘手段や方法を規制するハーグ（戦争）法も含め、人間の尊重を主目的とする武力紛争法全般を定義とする場合がある。</p> <p>※1 ジュネーヴ諸条約：戦争により生ずる犠牲者（戦闘外にある全ての人々）を保護・救済するためのルールで、ジュネーヴに置かれる赤十字国際委員会が中心となって起草し、ジュネーヴの会議で発展してきたもので、1949年の4つのジュネーヴ諸条約と1977年のジュネーヴ諸条約の2つの追加議定書がこれにあたる。</p> <p>※2 ハーグ（戦争）法：戦争の手段・方法や武器の使用を制限するルールで、19世紀末のハーグで開催された第1回世界平和会議に起源を持ち、その後もハーグで開かれた会議で発展してきたもので、1907年のハーグ陸戦規則や1925年の毒ガス議定書、1954年の武力紛争の際の文化財の保護に関する条約及び議定書（1999年の同第二議定書を含む）1977年の細菌兵器禁止条約、1977年の環境改変技術敵対的使用禁止条約、1980年の特定通常兵器禁止・制限条約、1997年の化学兵器禁止条約や対地雷禁止条約などがある。</p>

か 行	【国民保護協議会】	国民保護法第37条(都道府県国民保護協議会)及び同法第39条(市町村国民保護協議会)の規定に基づき、都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。
	【国民保護業務計画】	国民保護法第36条の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。 作成後は、指定公共機関は内閣総理大臣へ、指定地方公共機関は知事へ届出が必要。
	【国民保護計画】	国民保護法第33条(指定行政機関)及び第34条(都道府県国民保護計画)並びに第35条(市町村国民保護計画)に定められている、武力攻撃事態等の発生時に国民を保護するための措置を実施することに備えて、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき、地方公共団体等が作成しておく計画。
	【国民保護措置】 (国民保護法第2条第3項、事態対処法第22条第1号)	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。 例えば、国、県、市町村及び関係機関が実施する国民の避難及び救難等の措置並びに力攻撃災害への対処その他の国民の保護のために実施される全ての措置をいう。
	【国民保護法】	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)

	用語	意義
さ 行	【災害時要援護者】	次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。
	【災害対策基本法】	国土をはじめ国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律。(昭和36年法律第223号)

さ 行	【自主防災組織】	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。
	【事態対処法】	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号）
	【指定行政機関】	事態対処法第2条第4号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省の23機関。
	【指定地方行政機関】	事態対処法第2条第5号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の地方機関で、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の23地方機関。
	【指定地方公共機関】	国民保護法第2条第2項の規定により、都道府県知事が指定する当該都道府県の区域内で電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人。
	【ジュネーヴ条約】	1949年8月12日のジュネーヴ諸条約。 第1ジュネーヴ条約 戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する条約 第2ジュネーヴ条約 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者状態の改善に関する条約 第3ジュネーヴ条約 捕虜の待遇に関する条約 第4ジュネーヴ条約 戦時における文民の保護に関する条約 1977年のジュネーヴ条約追加議定書 ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ） ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）
	【生活関連等施設】	国民保護法第102条並びに政令で定められた武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、及びその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設のこと。 例：ダム、大規模な危険物質等取扱所、発電所、浄水施設等
	【生物兵器】	生物兵器とは細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称。 例 天然痘ウイルス、炭素菌、ボツリヌス菌毒素等

	【全国瞬時警報システム (J-ALERT)】	弾道ミサイル攻撃に係る警報や、自然災害における緊急地震速報・津波警報など、対処に時間的余裕のない情報を住民へ瞬時かつ確実に伝達するため、国(消防庁)が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステムのこと。
--	------------------------	---

		用 語	意 義
た 行	【ダーティ・ボム】	核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とするもの。貧者の核爆弾等とも呼ばれる。	
	【弾道ミサイル攻撃】	弾道ミサイルを使用した攻撃のこと。弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンにより推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルを使用した攻撃。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。	
	【着上陸侵攻】	我が国の占領等の目的をもって、他国が武力を行使して、我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態。それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。攻撃は比較的広域かつ長期間になることが予想される。	
	【テロ】	テロリズム（英 terrorism）の略 一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清などの直接的な恐怖手段に訴える主義。暴力主義。また、その行為。 現代では多くの場合、国家・政府ではなく過激派・反体制による暴力主義・暴力行為について用いられるが、国家・政府が反体制側に暴力的弾圧を加える場合にもまれに用いる。 国家間の戦闘員による紛争（戦争）で、戦闘員でない民間人が攻撃する場合は「テロ／犯罪」となる。	
	【特殊部隊】	軍隊や警察及びそれに準ずる組織（情報機関や治安組織）において、特殊な任務を担当する部隊や部署の総称。 軍隊においては、ある程度の専門性ごとに部隊が編成されており、特殊性を備えているが、その中でも総合的に練度や戦闘力に優れたものを対テロ任務や戦時における特殊作戦任務につかせることがある。このような集団を一般に特殊部隊と呼ぶ。 また、警察や税関など、非軍事部門の機関に特殊活動を行う班を置き、これを特殊部隊に含める場合もある。	
	【トリアージ】	負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。 災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。	

	用語	意義
は 行	【避難経路】	避難道路、鉄道、海路、空路等の避難に要する交通等の経路。
	【避難施設】 (国民保護法第 148 条)	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。
	【避難実施要領】 (国民保護法第 61 条)	知事から避難の指示を受けた市長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、手段その他方法などに関する具体的な内容を定めて、住民へ伝達し、関係機関へ通知する要領。 あらかじめ、避難の指示があったとき、速やかに避難実施要領が作成できるよう、消防庁が作成する避難マニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを記載した市避難マニュアルを作成する等の準備を行うこととされている。
	【武力攻撃】 (事態対処法第 2 条第 1 号)	我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えない。
	【武力攻撃災害】 (国民保護法第 2 条第 4 項)	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。
	【武力攻撃事態】 (事態対処法第 2 条第 2 号)	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
	【武力攻撃事態等】	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
	【武力攻撃予測事態】 (事態対処法第 2 条第 3 号)	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

	用語	意義
や ら 行	【要避難地域】 (国民保護法第 52 条第 2 項 第 1 号)	住民の避難が必要な地域のこと。 国の対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示すこととなっている。
	【ライフライン】	水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設